



置く乗合バスが乗客17名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、乗客1名が重傷を負った。

事故は、タクシー乗り場からタクシーが突然、車線に合流したため、バスが衝突を避ようと急ブレーキを掛けたところ、車内で立っていた乗客が転倒し、負傷した模様。

#### (2) 乗合バスの車内事故②

11月19日(木)午後1時53分頃、岡山県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客20名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、乗客1名が重傷を負った。

事故は、バスが停留所において乗降客扱い後、乗客が着座する前に発車したため、乗客が通路に転倒した模様。

#### (3) 貸切バスの衝突事故

11月14日(土)午後1時40分頃、奈良県の国道において、香川県に営業所を置く貸切バスが乗客22名を乗せて運行中、軽乗用車と衝突した。

この事故により、軽乗用車の運転者が死亡し、バスの乗客2名が軽傷を負った。

事故は、片側1車線の急なカーブにおいて、軽乗用車が雨で濡れた路面でスリップし、センターラインを越えたことによりバスに衝突した模様。

#### (4) 貸切バスと路面電車の接触事故

11月15日(日)午後2時5分頃、鹿児島県の県道交差点において、熊本県に営業所を置く貸切バスが乗客25名を乗せて運行中、路面電車と接触した。

この事故による負傷者はなし。

事故は、バスが右折しようとして右折レーンを過ぎ、軌道敷内に停止していたところ、後方から路面電車が警笛を鳴らして接近してきたため、バスは衝突を避けようと左へ移動したが、路面電車左前方部分とバス右後方部分が接触した模様。

#### (5) 貸切バスの死傷事故

11月18日(水)午後5時00分頃、東京都の区道交差点において、都内に営業所を置く貸切バスが空車で回送運行中、歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故は、バスが丁字路交差点を右折しようとしたところ、青信号で横断歩道を横断していた歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。

#### (6) 法人タクシーの死傷事故①

11月13日(金)午前3時05分頃、東京都の都道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路を横断してきた歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故は、タクシーが青信号で交差点に進入したところ、道路右側から赤信号で横断してきた歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。

(7) 法人タクシーの健康起因事故

11月13日(金)午後6時33分頃、大阪府の府道において、府内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、運転者の健康状態に起因する事故が発生した。この事故により、運転者が死亡した。

事故は、タクシーが走行中、運転者は身体に異常を感じたことから車両を停止させたが、その後、通行人の通報により病院に緊急搬送され死亡が確認された模様。

(8) 法人タクシーの死傷事故②

11月14日(土)午後6時30分頃、宮崎県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路に横臥していた歩行者1名を轢いた。この事故により、歩行者が死亡した。

事故は、片側1車線の道路において、タクシーが道路に横臥していた歩行者に気付くのが遅れ、輪禍した模様。

(9) 法人タクシーの火災事故

11月15日(日)午前12時20分頃、北海道の高速道路において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、火災事故が発生した。

この事故による負傷者はなし。

事故は、タクシーが走行中、オーバーヒートぎみであったため、路肩に停車したところ、エンジン下部から出火した模様。

(10) 法人タクシーの衝突事故

11月16日(月)午後7時50分頃、京都府の国道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、オートバイに衝突した。

この事故により、オートバイの運転者が死亡し、タクシーの乗客1名が重傷を負い、乗客1名が軽傷を負った。

事故は、タクシーが交差点を右折しようとしたところ、直進してきたオートバイに衝突した模様。

(11) トラックの酒酔い運転事故

11月15日(日)午後4時45分頃、岡山県の県道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、信号待ちで停止していた乗用車に追突した。

この事故による負傷者はなし。

トラック運転者の呼気から0.55mgのアルコールが検出されたことから、当該運転者は警察に逮捕された模様。

(12) トラックの衝突事故①















( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> )

**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

